ソリトンシステムズ製品の輸出および一時持ち出しに関わる規制について

2025年11月14日現在

	対象製品				
#	製品名称(アルファベット順)	該非判定		米国輸出規制	仕向け国の輸入規制
		外為令	輸出管理令		
2 Net/	. FileZen / FileZen S	非該当	非該当	EAR99 (※1)	
	NetAttest D3/D3Manager	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
	NetAttest EPS-ap	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
	NetAttest EPS	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
5	SmartOn ID/ID for RA	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
6	Smart-telecaster II	非該当	非該当	EAR99 (※1)	
7	Smart-telecaster ZAO	非該当	非該当	EAR99 (※1)	
8	Soliton SecureDesktop	非該当	非該当	5D992.C (※3)	左記のソリトンシステムズ製品は日本からの輸出が可能であっても、仕向国毎に輸入規制が異なります。
g	InfoTrace Mark II	非該当	非該当	規制対象外(※2)	#
10	Soliton SecureFile	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
11	Soliton SecureGateway	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
12	VVAULT	非該当	非該当	EAR99 (※1)	
13	FolderZen	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
14	HiQZen	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
15	Soliton OneGate	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
16	InfoTrace 360	非該当	非該当	規制対象外(※2)	
17	Soliton DNS Guard	非該当	非該当	規制対象外(※2)	

製品はハードウェア、ソフトウェア、サービスすべてを含みます。

判定結果:ソリトンシステムズ製品に使用している暗号技術は市販暗号プログラムに該当しリスト規制につき非該当となります。

(※1) 米国の輸出規制対象のソフトウェア開発キット (SDK) で開発したモジュールが組み込まれています。

SDKで開発したモジュールを組み込んだ製品も米国輸出管理規制(EAR)対象品目となります。

本製品は米国輸出管理規制においてEAR99に分類されているためEAR99 品目が禁止または制限されているエンド ユーザー、最終用途、または懸念される目的地に向けられる場合は、輸出許可が必要になることがあります。

(※2)米国製品を使用していません(米国輸出規制適用外)。

(※3) 米国輸出管理規制対象品目となります。 輸出する際は下記のURLをご確認ください。

https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear

海外出張等の一時持ち出しについて

「自己のためにのみ使用することを目的として国外へ持ち出し」、且つ「国内へ持ち帰る」場合、許可不要 〔無償告示(輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへ)〕。

注) パソコンの該非判定について

一般の市場で広く販売されているノート型PCは、一部を除き大半のものが輸出許可申請の対象外です。 該非判定につきましては、製造メーカーにお問い合わせ下さい。